

## 会 議 結 果 報 告 書

会 議 名 称	政策会議	
日 時	令和2年3月17日(火) 午後2時～午後2時45分	
場 所	3A会議室	
出席者	出 席	市長、宮村副市長、高村副市長、政策部長、総務部長、都市部長
	事務局	総合政策課長、課長代理(政策調整担当)、担当者 陪席：秘書課長

議題：秦野市国民健康保険条例の一部を改正することについて	
担当部課等	国保年金課
説明者	福祉部長、国保年金課長
提案理由	付議事案書「目的・必要性」のとおり
決定等を要する事項	付議事案書「決定等を要する事項」のとおり
会議経過 (説明・意見等)	<p><b>【説明】</b> 資料に基づいて説明</p> <p><b>【質疑及び意見等】</b></p> <p>Q. 傷病手当金について、社会保険や共済はどのように対応するのか。</p> <p>A. 健康保険法に基づき傷病手当金支給の制度がある。国民健康保険や後期高齢者医療は、財源を保険料で賄うことから、任意給付となっている。全国で支給している自治体はない。</p> <p>Q. 保険料未納者への対応はどのようなか</p> <p>A. 国の考えがまだ示されていないが、今回の措置は特例的なものであると考えている。</p> <p>Q. 6月議会に上程しても、遡及適用できるのか。</p> <p>A. 遡及適用できるが、傷病手当金支給の制度がなければ、申請ができないため、6月定例会では遅いと考え。会議資料の条例案は、あくまで神奈川県が作成した参考例に基づくものであり、文書法制課としては、国の準則等が出てから条例改正案を上程すべきと考えている。国の準則等が今定例会最終日に間に合えば議案として出したいが、間に合わなければ取り下げたい。</p> <p>Q. 国の準則が示されないといけない理由はどのようなか。</p> <p>A. 規定が異なると対象者にずれが生じる可能性があると考えられる。</p>
会議結果	原案了承